

第1号議案

2024年2月8日
第441回理事会

会計監査業務受嘱候補者の選定について

2023年11月22日の第430回理事会で議決された「2024年度会計監査業務受嘱者の選定及び委嘱について」に従い受嘱者の募集を行ったところ応募者がいなかったため、今後は以下のとおり選定手続を行うこととする。

1. 選定方法

再度募集を行い、前回と同様に、本機関内に設置した会計監査業務受嘱候補者選定会議において、応募者から提出された提出書類の内容により受嘱候補者を選定し、理事会で決定する。なお、受嘱者との契約の締結については、別途理事会で議決する。

2. 監査の対象期間

2024年4月1日～2025年3月31日
(詳細は契約締結時に決定することとする。)

3. 選定等スケジュール (予定)

2024年2月 8日 (木)	募集
2024年2月19日 (月) 15時迄	問い合わせ締切
2024年2月26日 (月) 迄	問い合わせに対する回答を公表
2024年3月 4日 (月) 15時必着	提出書類の提出締切
2024年3月11日 (月)	会計監査業務受嘱候補者選定会議
2024年3月21日 (木)	受嘱者決定、決定結果通知
2024年3月下旬	契約書締結

【添付資料】

募集説明書、募集仕様書

以 上

2024年度会計監査業務委嘱

募集説明書

電力広域の運営推進機関

2024年2月

募集説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、2024年度より高品質かつ効率的な会計監査が可能な会計監査業務受嘱者を募集することといたしました。本機関の会計監査業務の受嘱を希望される方は、下記に従いご応募下さい。

記

1. 募集する事項

- (1) 件名 2024年度会計監査業務委嘱
- (2) 委嘱内容 別紙募集仕様書のとおり。
- (3) 選定方式 本機関内に設置した会計監査業務受嘱候補者選定会議において、応募者から提出された提出書類の内容により受嘱候補者を選定し、理事会で決定する。
- (4) 応募方法 応募者は、見積書、確認事項及び契約書（案）を提出する。見積書の見積金額は、報酬額（税抜）のみとする。候補者決定にあたっては、支出計画書（「報酬の額」欄）に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって決定価格とするので、応募者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書の見積金額に記載すること。

2. 応募資格

- (1) 当該監査業務に係る監査責任者については、公認会計士の資格を有している者であること。
- (2) 主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有している者であること。
- (3) 監査業務の実施者は、公的法人及び企業会計基準に関する十分な知見を有し、監査業務に係る情勢・情報を適時提供可能な者であること。

3. 応募者の義務

この募集に参加を希望する者は、見積書（様式）及び確認事項（別紙を参照）を作成し、これを提出期限内に提出しなければならない。

また、受嘱者決定までの間に本機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. スケジュール

2024年2月 8日 (木)	募集
2024年2月19日 (月) 15時迄	問い合わせ締切
2024年2月26日 (月) 迄	問い合わせに対する回答を公表
2024年3月 4日 (月) 15時必着	提出書類の提出締切
2024年3月11日 (月)	会計監査業務受嘱候補者選定会議
2024年3月21日 (木)	受嘱者決定、決定結果通知
2024年3月下旬	契約書締結

※契約書(案)を提出して頂きますが、締結の前に本機関の内部規程に照らし調整をさせて頂く場合があります。

5. 提出書類の提出期限及び提出先

提出書類	①見積書 1部 ②確認事項 1部 ・確認事項の内容については別紙参照。 ③契約書(案) 1部 ※②及び③は、別途電子媒体(CD-R等、メール可)でも提出すること。
提出期限	2024年3月4日(月)15時必着で必要書類を郵送または持参すること。
提出先	〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 総務部会計室 2024年度会計監査業務委嘱 係

6. 確認事項の変更等

応募者は、提出した確認事項の変更及び取消しをすることができない。

7. 応募の無効

次の各号の一に該当する応募は、無効とする。

- 一 「2. 応募資格」に示した応募資格のない者による応募
- 二 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。)を欠く応募
- 三 見積金額を訂正した応募
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である応募
- 五 明らかに連合によると認められる応募
- 六 提出書類の提出期限までに到着しない応募
- 七 虚偽の記載をした応募
- 八 その他応募に関する条件に違反した応募

8. 受嘱者の決定方法

本機関内に設置した会計監査業務受嘱候補者選定会議において、応募者から提出された提出書類の内容により受嘱候補者を選定し、理事会で決定する。

ただし、受嘱候補者となるべき者の見積金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者のうち、評価の最も高い者を受嘱候補者とすることがある。

9. 監査の対象期間

2024年4月1日から2025年3月31日までとする。
(詳細は契約締結時に決定することとする。)

10. 仕様

募集仕様書のとおり

11. 保証金及び契約保証金

免除

12. 契約書作成の要否

要

13. 支払条件

監査対象事業年度の翌事業年度7月に支払うものとする。

14. 見積書

- ①支出計画書の項目ごとに可能な限り詳細に記載し、総価を記載すること。
- ②見積金額は、報酬額（税抜）のみとする。
- ③別料金が発生するものについては条件等明記のこと。

15. 提出書類等に使用する言語及び通貨

見積書、確認事項、契約書（案）に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

16. 受嘱者決定の取消し

受嘱者決定後であっても、この募集に関して連合その他の事由により正当な募集ではないことが判明した時は、本機関は受嘱者決定を取消することができる。

17. その他

- (1) 応募者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) この募集に関して不明な点は、2024年2月19日(月)15時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2024年2月26日(月)までに本機関ウェブサイトの本公告上に開示する。

【問い合わせ先】 電力広域的運営推進機関 総務部会計室
メールアドレス：kaikei-o@occto.or.jp

【ウェブサイト】 トップ > その他

以 上

(別 添)

支 出 計 画 書

【参考記載例】

区 分	金 額	積 算 内 訳
報酬の額	00,000,000	監査見積時間数 ○○○○ 時間 ○○○○ 時間 ○○○○ 時間 計 時間 報酬の額 監査見積時間数に基づき算出した報酬の額は、 ○○,○○○,○○○円 (消費税等を除く。)
消費税及び地方消費税		小計 × 10% (注) 小数点以下切り捨てること。
合 計		(注) 小計+消費税及び地方消費税
(参考)		
交通費	000,000	参考として実費(1回あたり/人)を記載(税込)

(別 紙)

【確認事項】

以下の内容について確認させて下さい（様式自由）。

1. 会計監査業務等

- (1) 監査計画概要 ①本機関の特色に照らし、どのような観点で監査に臨むのか、②監査計画（年間の監査実施日程）を記載。
- (2) 監査実施体制 ①監査チームの構成及び監査担当人員とその実務経験等、②審査体制及びバックアップ体制
- (3) 要請事項等 受嘱にあたり本機関に対する要請事項や制約条件等があれば記載。

2. 認可法人、独立行政法人、国立大学法人等に関与した業務の実績等

（具体的な法人名と監査の内容を記載）

3. 監査法人等概要

- (1) 名称、代表者名、所在地、出資金
- (2) 2022年度業務収入（営業収益）
- (3) 2022年度経常利益（当期利益）
- (4) 人員（社員数、常勤公認会計士数）
- (5) 過去3か年における行政処分等の内容及び件数（公認会計士法第34条の21第2項における業務の全部若しくは一部の停止命令の有無を含む）
 - ・処分等（改善指示を含む。）を受けた場合は、その処分等の内容、具体的な改善策及び再発防止策を記載して下さい。
 - ・過去3か年の起算日は、確認事項作成の日を起算日とします。確認事項作成日以降の事例についても報告して下さい。
- (6) 会社法第337条第3項における欠格事由等の該当の有無
- (7) 公認会計士法第24条、第24条の2、第34条の11及び第34条の11の2、並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条で規定する特別な利害関係等の該当の有無

4. ワーク・ライフ・バランス等の取り組み（認定を受けている場合は、以下の項目毎に認定証の写しを提出願います）

- (1) えるぼし認定を受けているか
- (2) くるみん認定（プラチナくるみん認定）を受けているか
- (3) ユースエール認定を受けているか

5. その他

- (1) 貴社の概要を記載したパンフレットがあれば添付願います。
- (2) 本件の貴社の問い合わせ先、担当者氏名を記載願います。
- (3) 確認事項の作成及び提出に要する費用は、貴社の負担とします。
- (4) 虚偽の内容が記載されている確認事項は無効とし、受嘱者の選定についてはこれを取り消します。
- (5) 提出された確認事項等については、返却いたしません。

以 上

2024年度会計監査業務委嘱

募集仕様書

電力広域の運営推進機関

2024年2月

募集仕様書

電力広域的運営推進機関

1. 監査の目的

2020年11月の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループの取りまとめにおいて、今後、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）に業務が追加されることに伴い、事業費等も大幅に拡大することになり、監査機能の強化を図る必要があると整理された。これを受け、会計監査については、これまで、監事による監査と監査室による内部監査を実施してきたが、兆単位の会計処理を行うことになることを踏まえ、更なるガバナンスの強化と会計処理の透明性の向上を図っていくため、本機関における外部監査人による会計監査の導入を目的とする。

2. 監査業務委嘱内容

本業務における会計監査の対象は、以下のとおり行うこととする。

(1) 財産目録、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記に対する会計監査

① 上記書類の作成と表示において適用される枠組み

「電気事業法」、「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」、「会計規程」及び「会計・調達業務の細則に関する規程」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

② 上記書類に係る監査報告書については、監査の目的を踏まえ、公表することを前提としている。

(2) 決算報告書に対する会計監査

上記書類の作成と表示において適用される枠組み

「電気事業法」、「広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令」、「会計規程」及び「会計・調達業務の細則に関する規程」

3. 監査の対象期間

・対象期間

2024年4月1日～2025年3月31日

(詳細は契約締結時に決定することとする。)

4. 監査業務の実施者及び監査の体制

(1) 監査業務の実施者

・当該監査業務に係る監査責任者については、公認会計士の資格を有している者であること。

- ・主たる監査従事者については、公認会計士の資格を有している者であること。
- ・監査業務の実施者は、公的法人及び企業会計基準に関する十分な知見を有し、監査業務に係る情勢・情報を適時提供可能な者であること。

(2) 監査業務の体制

監査業務の実施にあたっては、適格な人員による十分な体制を構築すること。

(3) 品質管理

- ・監査業務の実施にあたっては、業務管理、品質管理、教育・訓練について、以下の基準に基づいた体制を整備すること。

「監査業務における品質管理（日本公認会計士協会 2023年1月12日）」

「監査事務所における品質管理（日本公認会計士協会 2023年1月12日）」

- ・過去3年以内における、公認会計士法の規定に基づく報告の徴求や検査・指示がある場合には適切に対応していること。
- ・過去3年以内における、日本公認会計士協会による品質管理レビューや公認会計士・監査審査会によるモニタリングにおいて指摘された事項や改善を求められた事項があれば、改善策や再発防止策を具体的に講じていること。

5. 監査の実施場所（往査場所）

- ・本機関事務所

6. 資格要件

- ・公認会計士又は監査法人であること。
- ・公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者ではないこと。
- ・本機関の役員職員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者ではないこと。

7. 監査報告書の提出期限及び提出場所

(1) 監査報告書の提出期限

2025年5月中旬に提出すること（提出期限については調整中）。

(2) 監査報告書の提出先

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関 事務所

8. 監査報酬の額及び支払時期

(1) 監査報酬の額

本仕様書で定める期中及び期末（決算）監査に係る報酬のほか、当該実施に係る交通費及び旅費等を含む一切の経費とする。

但し、残高確認証の発送費用（切手代、金融機関手数料）は含まない。

(2) 支払時期

監査報酬の支払は、監査対象事業年度の翌事業年度7月に支払うものとする。

9. その他

(1) 情報管理の取り扱い

イ. 受嘱候補者は、予め以下に定める事項を記載した文書を本機関に提出し、契約書の内容に含めることとする。

- ①本機関から委嘱先に提供する情報の、委嘱先における目的外利用の禁止
- ②委嘱先が、会計監査業務を実施するにあたって実施する情報セキュリティ対策の内容並びに委嘱業務及びその従事者の管理体制
- ③会計監査業務の実施に当たり、本機関の意図しない変更が、委嘱先又はその他の者によって加えられないための管理体制
- ④委嘱先の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、会計監査業務の実施場所、会計監査業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報
- ⑤会計監査業務の遂行時に情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処方法（連絡方法、連絡手段、対処手順、対処体制、責任分界等）
- ⑥情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
- ⑦本機関に対して予め約した情報セキュリティ対策を十分に実施しなかった場合の措置
- ⑧その他、委嘱業務の性質に基づき、委嘱先選定の条件として必要な情報

ロ. 本機関は、外部委嘱に関する契約に基づき、委嘱先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する。

ハ. 本機関は、会計監査業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を発見した場合又はその旨の報告を役職員等から受けた場合には、当該業務を中止若しくは必要な措置を講じるとともに、委嘱先に対し、外部委嘱に関する契約に基づく措置を求める。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義については双方の協議により決定する。

以 上